

新M I C E 施設機能詳細検討業務に係る質問への回答について

No.	質問	回答
1	<p>提案説明書 (P.1) 6 企画提案を求める事項 (3)</p> <p>設計者への伝達・折衝方法</p> <p>・設計コンサルティング業務において弊社が用いる議事録フォーマットや全体進捗管理表等、提案書とは別途、参考資料としての提出は認められますか。</p>	<p>企画提案書は別途参考資料も含めて3枚以内としてください。</p>
2	<p>提案説明書 (P.3) 9 提出書類 (1)-I</p> <p>企画提案書の3枚以内には表紙は含まれますか。</p>	<p>含まれません。</p>
3	<p>提案説明書 (P.3) 9 提出書類 (1)-I</p> <p>企画提案書の(ア)3部についても、提案書本文には会社名、住所、ロゴマークなどは記載しないでよいですか。</p>	<p>お見込みのとおり、記載しないで結構です。</p>
4	<p>提案説明書 (P.3) 9 提出書類 (1)-I</p> <p>企画提案書は、(ア) + (イ) = 15部ということでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、企画提案書は、(ア) + (イ) = 15部です。</p>
5	<p>提案説明書 (P.5) 10 契約候補者の選定方法 (3)</p> <p>実施委員会によるヒアリングの実施</p> <p>・プレゼンテーションについて、プレゼン用にプロジェクトへの投影、プレゼン用のスライドの別途準備は認められますか。</p> <p>・「企画提案者側の出席者は各団体3名まで」とありますが、プレゼン資料（プロジェクト投影など）の操作補助などで必要な場合は、人数を増やすことは可能でしょうか。</p>	<p>プレゼンテーションについては、提出された企画提案書等を用いて行っていただきますので、別途資料は認められません。また、プロジェクト等は利用できません。</p>
6	<p>提案説明書 (P.6) 18 関連資料等</p> <p>業務仕様書だけでなく、提案説明書にも掲載されていることから、応募に際してもホームページに公開されていない、次の資料の支給を受けることができるのであればお願いします。</p> <p>②M I C E 施設整備調査検討業務報告書、③札幌新M I C E 施設整備基礎検討業務</p>	<p>関連資料等については、本市担当課にて閲覧可能です。なお、業務仕様書等には本業務の遂行に当たって必要な資料として掲載したものであり、今回の企画提案に影響を及ぼすものではないと考えています。</p>

No.	質問	回答
7	<p>業務仕様書（P.3） 2－2 平面計画等の監修、2－3 設備計画等の監修</p> <p>監修は、設計が一定程度進んでから着手し、設計図がまとめる前には終了するものと考えますが、どのぐらいの期間を見込めばよいのかご教示ください。また、年間を通じて設計がどのように進むのか、本業務期間中の設計スケジュールを具体的に教えてください。</p>	<p>本事業の今年度のスケジュールについては、基本設計を行うことを予定しています。業務期間の当初に「2－1 施設の利用想定と求められる仕様の整理」を行ったうえで、設計の進捗状況に合わせ、随時監修していただくことを想定しています。</p>
8	<p>業務仕様書（P.3） 2－2 平面計画等の監修、2－3 設備計画等の監修</p> <p>「必要に応じて、ヒアリング調査を行う」とありますが、想定されているヒアリング先が有れば、教えてください。</p>	<p>ヒアリング調査の対象は、MICE施設やイベント企画会社、リース会社等を想定していますが、現時点で具体的なヒアリング先を決めているものではありません。</p>
9	<p>業務仕様書（P.4） 2－5 支援業務</p> <p>札幌市との打合わせや設計者、施工者等との協議立会いについて、想定されている頻度や場所等有れば具体的に教えてください。</p>	<p>設計者、施工者等との協議立会いについては、現時点では未定ですが月2～4回程度、札幌市役所にて行うことが想定されます。また、札幌市とは、基本的には当該立会い時に打合せをすることを想定しています。</p>
10	<p>業務仕様書（P.4） 2－5 支援業務</p> <p>「折衝」は、札幌市と本業務受託者とで方向性を事前確認した上で、「本施設の設計者及び施工者等」との協議を、札幌市同席のもと実施すると考えればよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
11	<p>その他</p> <p>本施設の管理運営に指定管理者制度が導入された場合、本検討業務を受託した場合でも指定管理者もしくは指定管理者の協力事業者として、管理運営業務に参画することは可能でしょうか。</p> <p>もしくは参画に制限がかかりますでしょうか。</p>	<p>本施設の管理運営に指定管理者制度が導入された場合、本検討業務を受託した場合でも指定管理者もしくは指定管理者の協力事業者として、管理運営業務に参画することは可能であり、参画に制限がかかることもございません。</p>